

京都大学東南アジア地域研究研究所といなべ市との先端的ロボティクス技術の地域課題解決
への応用可能性の検証に関する包括的研究協定書

京都大学東南アジア地域研究研究所（以下「甲」という。）といなべ市（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的研究協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携のもと、ドローンなどの先端的ロボティクス技術の地域課題解決への応用可能性について包括的な研究によって実証試験を実施し、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 精密農業の実証試験に関すること
- (2) 獣害対策への実用可能性に関すること
- (3) 地域資源の再発見の促進に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認めること

（期間）

第3条 本協定は、締結の日から発効し、平成30年3月31日までとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することが出来る。

（経費）

第4条 本協定にもとづく連携事業の実施に要する経費については、甲乙はその都度協議の上、覚書その他の方法により、別に定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。

2 本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決するものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成29年8月1日

甲 京都大学東南アジア地域研究研究所

所長

江口 令子

乙 いなべ市

市長

日 江 清

